平成29年(2017年)3月14日 子ども文教委員会資料 子ども教育部保育園・幼稚園担当

(第28号議案)

## 中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例新旧対照表

第1条・第2条 (略)

(費用の徴収)

第3条 区長は、保育所における保育を利用する子 ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第20条第4項に規定する支給認定子ども(以下 単に「支給認定子ども」という。)の同項に規定 する支給認定保護者又は扶養義務者(法第56条 第2項の規定による法第51条第4号又は第5 号に規定する費用の徴収については、本人又はそ の扶養義務者。以下「保護者等」と総称する。) から当該保育に係る費用を徴収する。

改正案

2 (略)

第4条~第7条 (略)

(督促及び滞納処分)

- 第8条 区長は、保護者等が納期限までに保育料等 を納付しないときは、期限を指定して督促しなけ ればならない。
- 2 区長は、前項の規定による保育料の納付の督促 を受けた者が指定された期限までにその納付す べき金額を納付しないときは、法第56条第6項 若しくは第7項又は子ども・子育て支援法附則第 6条第7項の規定に基づき、地方税の滞納処分の 例により処分することができる。

第9条~第11条 (略)

附 則 (略)

別表第1~別表第3 (略)

<u>附 則</u>

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

現行 第1条・第2条

(略)

(費用の徴収)

第3条 区長は、保育所における保育を利用する子 ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第20条第4項に規定する支給認定子ども(以下 単に「支給認定子ども」という。)の同項に規定 する支給認定保護者又は扶養義務者(法第56条 第3項の規定による費用の徴収については、本人 又はその扶養義務者。以下「保護者等」と総称す る。) から当該保育に係る費用を徴収する。

2 (略)

第4条~第7条 (略)

(督促及び滞納処分)

- 第8条 区長は、保護者等が納期限までに保育料等 を納付しないときは、期限を指定して督促しなけ ればならない。
- 2 区長は、前項の規定による保育料の納付の督促 を受けた者が指定された期限までにその納付す べき金額を納付しないときは、法第56条第7項 若しくは第8項又は子ども・子育て支援法附則第 6条第7項の規定に基づき、地方税の滞納処分の 例により処分することができる。

第9条~第11条 (略)

附 則 (略)

別表第1~別表第3 (略)